入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成27年11月24日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　用地事務補助業務（平成28年度）

⑶　業務内容　首都高速道路の建設事業、改築事業及び更新事業並びに首都高速道路株式会社が受託する補償コンサルティング業務等に係る以下の業務

①　用地取得等に係る調査補助業務

・土地、建物等に係る権利者調査　５権利者程度

・建物等に係る現地調査　５件程度

・用地測量に係る現地調査　2,100筆程度

・営業補償その他通損に係る調査　５権利者程度

②　補償額等の算定に係る補助業務

・土地及び土地に係る権利の買収価格等の算定　100画地程度

・建物等の移転工法検討に係る資料作成及び補償額算定　20件程度

・工損費用負担に係る費用負担額の算定　1,700件程度

・残地等工事費に係る工法検討資料作成　５件程度

③　用地取得等に係る交渉補助業務

・交渉用資料及び交渉議事録の作成　５権利者程度

・契約書案の作成　５権利者程度

④　公共用地交渉（横浜市道高速横浜環状北西線の事業区域（神奈川県横浜市都筑区）及び都道首都高速晴海線の事業区域（東雲）における用地交渉）　５画地程度

⑤　資料作成に係る補助業務

⑥　①～⑤の業務に係る付帯業務補助

（※業務の予定数量については、今後の状況等により増減がある。）

詳細については、「用地事務補助業務仕様書」のとおりとする。

⑷　履行期間　平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

⑸　その他　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における平成27・28年度競争参加資格の「補償調査」の認定を受けている者であること。

⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ロ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員の定義】

⑴　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

⑵　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

⑶　委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人

③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑷　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績　参加表明者は、業務（※４）について、１件以上の実績を有していること（平成17年度以降に完了した業務に限る。）。

②　法人に必要とされる資格　「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年９月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第２条第１項別表に掲げるすべての登録部門において登録を受けていること。

③　業務執行体制　本業務の円滑な執行に必要な人員として、総括管理員１名、主任管理員２名以上、専任管理員(a) ３名以上、専任管理員(b) ９名以上、専任管理員(c) １名以上、専任管理員(d) １名以上、管理員３名以上を有していること。

④　予定管理員等に必要とされる要件

イ　予定総括管理員については、下記ａ、ｂの要件を全て満たしていること。

ａ　次のいずれかの資格等を有する者

・一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成３年３月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第３条に掲げる総合補償部門において同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

・実施規程第３条に掲げる総合補償部門以外の７部門全てにおいて同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士であり、かつ、公共用地取得に関する補償業務について、指導監督的経験（※１）を５年以上有する者

ｂ　同種業務（※２）について、１件以上の実績を有すること（平成17年度以降に完了した業務に限る。）。

ロ　予定主任管理員については、下記ａ、ｂの要件を全て満たしていること。

ａ　次のいずれかの経験を有する者

・同種業務（※２）について、実務経験（※３）を７年以上有する者（５年以上の指導監督的経験（※１）を含む。）

・同種業務（※２）及び類似業務（※５）について、実務経験（※３）を20年以上有する者（５年以上の指導監督的経験（※１）を含む。）

ｂ　同種業務（※２）について、１件以上の実績を有すること（平成17年度以降に完了した業務に限る。）。

ハ　予定専任管理員(a)については、下記ａ、予定専任管理員(b)については、下記ｂ、予定専任管理員(c)については、下記ｃ、予定専任管理員(d)については、下記ｄの要件を満たしていること。

ａ　次の資格を有する者

・測量法第49条に基づき測量士名簿に登録された測量士であり、かつ、公共用地取得に係る実務経験（※３）を７年以上有する者

ｂ　次の資格を有する者

・建築士法第５条第１項に基づき一級又は二級建築士名簿に登録された建築士であり、かつ、公共用地取得に係る実務経験（※３）を７年以上有する者

ｃ　次の資格を有する者

・実施規程第３条に掲げるいずれかの部門において同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士であり、かつ、公共用地取得に関する補償業務について、指導監督的経験（※１）を５年以上有する者